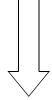
(8) 土砂災害警戒時の対応 ~児童生徒在校時~

土砂災害警戒情報発表後の対応

発表基準

土石流と崖崩れを対象にし、大雨警報発表後に土砂 災害の起こるおそれが高くなった場合に県と気象台 が共同で発表する。



土砂災害 警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそ れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

自校が土砂災害警戒区域内に所在しているか否かは、予め各市町村または県土木部砂防課も しくは最寄りの建設事務所に問合せて確認しておく。

【土砂災害警戒区域の検索】https://www.pref.fukushima.lg.jp/sabou/newmain.html 【土砂災害危険箇所の検索】 http://www. pref. fukushima. lg. jp/sec/41045c/kikenkasyo. html

1次対応

校長:児童生徒に校舎内待機を指示し、以後の教育活動の実施及び土 砂災害への対応策(登下校の方法・時刻の変更)について決定し、業務の指示(2~4)及び教育委員会へ連絡

担任等:児童生徒の校舎内待機と安全指導

総務班:テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象・防災情報の 収集・整理、地域災害対策担当課、気象台、警察、消防からの情報収集 避難誘導班:交通機関の運行状況、交通状況の確認



2 次対応

引渡し

校長:業務の指示(2~6)

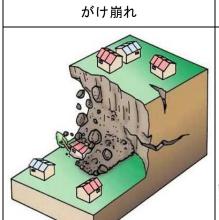
2 教頭:時系列に記録

3

事務長:重要書類の保管と搬出書類の準備 各担任:保護者への連絡、児童生徒へ翌日以降の連絡 総務班:教育活動変更に関する保護者向け通知作成、マスコミ等外部 4

、の対応

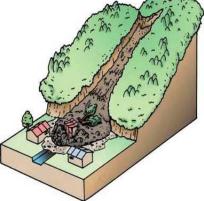
避難誘導班:児童生徒への下校指導(気象・防災情報、土砂災害発生 時の留意点)、待機児童生徒の引渡し



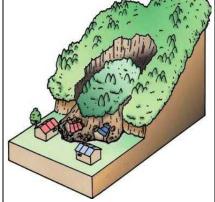
降雨時に地中にしみ込んだ水分 により不安定化した斜面が急激 に崩れ落ちる現象

(降雨以外に、融雪および地震が原 因となって発生することもある。)

土石流 地すべり



山腹、谷底にある土砂が長雨や 集中豪雨などによって一気に下 流へと押し流される現象



雨水や雪どけ水が地中の粘土の ようなすべりやすい地層にしみ 込んで、斜面の一部あるいは全 部が地下水の影響と重力によっ て斜面下方に移動する現象

【前兆現象】

- 〇がけに割れ目が見える。
- 〇がけから水が湧き出る。
- 〇がけから小石がパラパラと落 ちてくる。
- 〇木が揺れたり傾いたりする。

【前兆現象】

- 〇山鳴りや異常な臭いがする。
- ○急に川や沢の流れが濁り流木 が混ざって流れてくる。
- ○雨が降り続いているのに川や 沢の水位が下がる。

【前兆現象】

- 〇沢や池の水が濁ったり、減っ たりする。
- 〇地面にひび割れができる。
- 〇斜面から水が噴き出す。
- 〇山の木が裂ける音がする。

※ 土砂災害防止法に基づく。

避難勧告等発令後の対応

発令基準

居住地域に重大な被害を及ぼす土砂災害が 発生するおそれがあると予想される場合に 各市町村が発令する。

(市町村災害対策本部から指示・伝達)



※ 市町村によって、発令基準や指示・伝達の方法が異なるので、学校が所在 する市町村役場の担当部局に問合せて確認しておく。

避難の指示

- 〇避難経路確認担当者は安全確認し教頭へ報告
- ○校長は避難経路、避難場所、避難開始を教頭へ指示



澼

難

○教師は出席簿を携帯し、児童生徒の誘導

- ○教師から児童生徒への指示(頭部保護、あわてない、押さない、 しゃべらない等)
- ○気象・防災に関する情報収集のためラジオ等を持参
- ○地域住民等が避難してきた場合は、一緒に避難誘導
- 〇第1次避難場所で危険な場合は、第2次避難場所に速やかに移動

降雨の状況や学校周辺の地形及び校舎の構造等を総合的に判断し 第1次避難場所として土砂流入に耐えうる高層階への垂直避難も 選択肢として考慮する。



避難場所での対処

- ○担任は人員を確認し、教頭へ報告
- ○養護教諭は負傷者への対応



災害対策本部の設置

〇校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認



T 次 対

応

1 本部長:業務の指示(以下2~4)

2 総務班:児童生徒の安否状況の把握、時系列記録、災害情報の集約(ラジオ等から 気象・防災に関する情報、各班からの報告)

- 3 避難誘導班:待機児童生徒の安全確保、健康観察、通学路の状況調査
- 4 救護班:負傷者への対応、救急隊への引渡し、保護者への緊急連絡



2次対応

- 1 本部長:各班の報告から、翌日以降の教育活動を実施するかどうするかを決定し、 業務の指示(以下2~5)及び教育委員会へ被害状況報告
- 2 総務班:保護者向け情報の災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応
- 3 避難誘導班:道路状況と交通機関の運行状況を踏まえ、下校させる児童生徒に対し 安全指導、避難場所に待機させる児童生徒に対し保護者への連絡と引渡し
- 4 救護班:負傷者への対応、救急隊への引渡し
- 5 消火・施設点検班:危険箇所の立入禁止等危険回避措置



保護者への引渡し

※引渡し完了後、本部長へ報告